

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件 名	一時保育システム導入及びコンビニ収納等に係る外部結合等について
--------	---------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理、外部結合、業務委託）

（担当部課：子ども家庭部保育課）

事業の概要

事業名	一時保育システム導入及びコンビニ収納等の開始
担当課	保育課
目的	利用者の利便性向上及び保育園等の業務効率化
対象者	一時保育を利用する児童の保護者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、区内在住で一時的に児童の保育が必要な保護者に対して一時保育を行っている。</p> <p>現在、利用申込み等の手続きについては、電話または来園で行う必要があるため、一時保育システムを導入し、利用申込み等をオンライン化することで利用者の利便性を向上させる。</p> <p>また、保育料の支払い場所について、金融機関窓口となっているが、コンビニエンスストア等での支払いのニーズがあるため、コンビニ収納と電子マネー決済を追加し、利用者のニーズに対応する。さらに、これまで保育課と保育園等が郵送やFAXで行っていた、利用者情報の管理・共有が、一時保育システムを導入することにより、システム上で可能となるため、利用申込み確認と利用実績確認の業務が効率化できる。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>利用申込み等の手続きをオンライン化することにより、利用者の利便性を向上させる。</p> <p>(2) 外部結合</p> <p>一時保育システム及び保育料収納データを区のイントラネット端末と結合ことにより、利用者の情報を取得する。</p> <p>(3) 業務委託</p> <p>一時保育システム及び保育料収納データ作成等の業務を委託する。</p> <p>3 対象者数 約6,000人/年</p> <p>※個人情報の流れは、資料74-1のとおり</p>

件名 一時保育システムの開発について

保有課(担当課)	保育課
登録業務の名称	一時保育
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 区立認可保育園・区立認定こども園の一時保育利用者及びその児童 2 記録項目 資料74-2のとおり 3 記録するコンピュータ 委託事業者が提供するクラウドサーバ
新規開発・追加・変更の理由	一時保育手続きのオンライン化及び支払い方法の拡大により、利用者の利便性を向上させる。
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 一時保育の利用申込み等をオンライン化するため、システムを構築する。 2 利用者のニーズに対応するため、保育料のコンビニ収納及び電子マネー決済を導入する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
新規開発・追加・変更の時期	令和6年7月から令和6年12月(ASP業者選定後)

件名 一時保育システム及び保育料収納データの外部結合について

保有課(担当課)	保育課
登録業務の名称	一時保育、保育料収納
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	資料74-2のとおり
結合の相手方	ASP事業者(令和6年度公募型プロポーザルにより選定予定)、納付サービス提供事業者(プライバシーマーク、I SMS認証取得事業者を予定)
結合する理由	<p>1 ASP事業者 一時保育の利用申込み等をオンライン化することで、利用者の利便性を向上するため、利用申込み情報や利用者情報をクラウドサービスで管理する必要がある。</p> <p>2 納付サービス提供事業者 電子マネー事業者が受付し、データ連携事業者が作成する収納データは、納付サービス提供事業者が有する収納センターを経由し、区と外部結合する専用回線により区に送られる仕組みとなっている。このため、区が電子マネー決済を活用した電子マネー納付の収納を行うには、納付サービス提供事業者に収納データの集約及び収納データの管理業務を委託することが必要である。</p>
結合の形態	<p>1 ASP事業者 インターネット回線を利用して、委託事業者が提供するクラウドサーバと区のイントラネット端末を接続する。</p> <p>2 納付サービス提供事業者 LGWAN回線を利用して、コンビニ収納システムと区のイントラネット端末を接続する。</p>
結合の開始時期と期間	令和7年1月1日から令和7年3月31日まで(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 一時保育システム及び保育料収納データ作成等の業務の委託について

保有課(担当課)	保育課
登録業務の名称	一時保育、保育料収納
委託先	<p>【クラウドサーバ管理(稼働・保守)事業者】 ASP事業者(令和6年度公募型プロポーザルにより選定予定)(プライバシーマーク、I SMS認証取得事業者を予定)</p> <p>【納付サービス提供事業者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 コンビニ事業者 2 電子マネー事業者 3 データ連携事業者 4 納付サービス提供事業者 (プライバシーマーク、I SMS認証取得事業者)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に提供する項目》(委託先に収集させる情報項目なし) 資料74-2のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	<p>【クラウドサーバ管理(稼働・保守)事業者】 委託事業者が提供するクラウドサーバ</p> <p>【納付サービス提供事業者】 納付サービス提供事業者等が利用するファイル伝送基盤</p>
委託理由	<p>【クラウドサーバ管理(稼働・保守)事業者】 ASP事業者 利用者情報をクラウドサービスで管理する必要がある。</p> <p>【納付サービス提供事業者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 コンビニ事業者 事業者が運営するコンビニを利用した納付があった場合の受付及び納付情報の納付サービス提供事業者への送信を委託する必要がある。 2 電子マネー事業者 事業者が運営する電子マネー決済アプリを利用した納付があった場合の受付及び納付情報のデータ連携事業者への送信を委託する必要がある。 3 データ連携事業者 電子マネー事業者が受付した収納データの作成及び納付サービス提供事業者への送信を委託する必要がある。 4 納付サービス提供事業者 電子マネー事業者が受付し、データ連携事業者が作成する収納データは、納付サービス提供事業者が有する収納センターを経由し、区と外部結合する専用回線により区に送られる仕組みとなっている。このため、区が電子マネー決済を活用した電子マネー納付の収納を行うには、納付サービス提供事業者に収納データの集約及び収納データの管理業務を委託することが必要である。
委託の内容	<p>【クラウドサーバ管理(稼働・保守)事業者】 一時保育システムの導入構築及び運用保守</p> <p>【納付サービス提供事業者】 コンビニ収納等の導入に伴う収納データ作成等</p>

委託の開始時期及び期限	令和7年1月1日から令和7年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり